

議案第152号

さいたま市年輪荘条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市年輪荘条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市年輪荘条例等の一部を改正する条例

(さいたま市年輪荘条例の一部改正)

第1条 さいたま市年輪荘条例（平成13年さいたま市条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事業) 第3条 [略] 2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。 (1)～(3) [略] (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</u> 3 [略]	(事業) 第3条 [略] 2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。 (1)～(3) [略] (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</u> 3 [略]

(さいたま市高齢者デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。ただし、さいたま市大砂土デイサービスセンター（以下「大砂土センター」という。）においては、同法第8条第7項及び第8条の2第7項に規定する世話のうち入浴は行わない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</p> <p>2 [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。ただし、さいたま市大砂土デイサービスセンター（以下「大砂土センター」という。）においては、同法第8条第7項及び第8条の2第7項に規定する世話のうち入浴は行わない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</p> <p>2 [略]</p>

（さいたま市与野本町デイサービスセンター条例の一部改正）

第3条 さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第154号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に</p>

規定する介護予防通所介護を行う。

(1)～(3) [略]

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

2・3 [略]

規定する介護予防通所介護を行う。

(1)～(3) [略]

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

2・3 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。